(3)　水銀処理物（(2)に規定するものを除く。）の埋立処分を行う場合には、ロによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

第四条の二第一号ホ及びヘ中「第一条第一号」の下に「若しくは第一号の二」を加え、同条第二号ロ中「第一条第二号又は第三号」を「第一条第一号の二から第三号まで」に改める。

第六条第一項第一号ロ中「という。）」の下に「又は水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものであつて環境省令で定めるもの（以下この項において「水銀使用製品産業廃棄物」という。）」を加え、同号ニ及びヘ中「石綿含有産業廃棄物」の下に「又は水銀使用製品産業廃棄物」を加え、同項第二号に次のように加える。

ホ　水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであつて、環境省令で定めるものをいう。）(2)において同じ。）の処分又は再生を行う場合には、次によること。

(1)　水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

(2)　水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であつて、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。

(3)　水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

第六条第一項第三号イ(1)中「及び廃容器包装」を「、廃容器包装」に改め、「）をいう。以下同じ。）」の下に「及び水銀使用製品産業廃棄物」を加え、同号イ(3)及び(4)中「及び廃容器包装」を「、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物」に改め、同号リ中「石綿含有産業廃棄物」の下に「及び水銀使用製品産業廃棄物」を加え、同号ル中「第三条第三号ヲ」を「第三条第三号ワ」に改め、同号ソ中「第六条の五第一項第三号ツ」を「第六条の五第一項第三号ナ」に改める。

第六条の五第一項第一号イ中「感染性産業廃棄物又は」を「感染性産業廃棄物、」に、「の収集」を「又は廃水銀等の収集」に改め、同項第二号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ　第二条の四第五号ヘ、チ(1)又はル(1)に掲げる廃棄物であつて環境省令で定めるものの処分又は再生は、第六条第一項第二号ホ(1)及び(2)の規定の例によること。

第六条の五第一項第三号イ中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6)　廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

第六条の五第一項第三号ロ中「(6)」を「(7)」に改め、同号ニ中「同条第五号リ(1)」を「同条第五号ヌ(1)」に改め、同号ネ中「ヲから力まで及びタからツまで」を「カからタまで及びソからナまで」に改め、同号ネを同号ラとし、同号ツを同号ナとし、同号ソ中「第二条の四第五号チ(6)」を「第二条の四第五号リ(6)」に改め、同号ソを同号ネとし、同号中レをツとし、タをソとし、ヨをレとし、同号カ中「タ及びソ」を「ソ及びネ」に改め、同号カを同号タとし、同号中ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌの次に次のように加える。

ル　廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより硫化し、及び固型化すること。

ヲ　廃水銀等を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、次によること。

(1)　廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分を行つてはならないこと。

(2)　廃水銀等を処分するために処理したもの（イ(6)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、ハによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

第七条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　廃水銀等の硫化施設

第七条第十四号イ中「(6)」を「(7)」に改める。

第七条の二中「第八号」の下に「、第十号の二」を加える。

第七条の三第三号イ中「チまで（チ(3)」を「リまで（リ(3)」に改める。

別表第三の三の項中「第二条の四第五号ト(2)、リ(12)及びヌ(24)」を「第二条の四第五号チ(2)、ヌ(12)及びル(24)」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日から施行する。ただし、第二条第十二号イ、第三条第三号、第四条の二第二号ロ、第六条第一項第一号から第三号まで及び第六条の五第一項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定（「同条第五号リ(1)」を「同条第五号ヌ(1)」に改める部分及び「第二条の四第五号チ(6)」を「第二条の四第五号リ(6)」に改める部分を除く。）並びに第七条、第七条の二及び第七条の三第三号イの改正規定並びに次条及び附則第四条の規定並びに附則第五条の規定（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第一項第十号の改正規定及び同項第十六号の改正規定（「第二条の四第五号ヘ」を「第二条の四第五号ト」に改める部分に限る。）を除く。）は、平成二十九年十月一日から施行する。

（廃水銀等の硫化施設に関する経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の際現にこの政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設を設置している者は、当該処理施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（次項において「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2　前項の規定により法第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、前条ただし書に規定する規定の施行の日から三月以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二十七条第一項に規定する市にあっては、市長）に届け出なければならない。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四条　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令（平成四年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「(6)」を「(7)」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第五条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び同号イ(1)」を「、同号イ(1)」に改め、「廃容器包装」の下に「及び同項第一号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物」を加え、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「ピツチ」を「ピッチ」に改め、同項第五号中「第六条の五第一項第三号ヨ」を「第六条の五第一項第三号レ」に、「同号ヲ、ワ及びヨ」を「同号カ、ヨ及びレ」に改め、同項第十号中「第二条の四第五号チ(6)」を「第二条の四第五号リ(6)」に改め、同項第十一号中「同号ツ」を「同号ナ」に改め、同項第十三号中「又は廃棄物処理令」を「又は」に、「第三条第三号ヌ」を「第三条第三号ル」に改め、同項第十四号中「第三条第三号ル」を「第三条第三号ヲ」に改め、同項第十六号中「第二条の四第五号ヘ」を「第二条の四第五号ト」に改め、同号ただし書中「第六条の五第一項第三号ル」を「第六条の五第一項第三号ワ」に改め、同条第二項中「しや断されている」を「遮断されている」に、「しや断した」を「遮断した」に改め、同項第二号中「(6)」を「(7)」に改め、同項第三号中「第六条の五第一項第三号タ」を「第六条の五第一項第三号ソ」に改める。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣　安倍　晋三